


請 願 文 書 表

(平成28年第3回定例会)

整理 番号	付託委員会	件 名	要 旨	提出者住所氏名	紹介議員
請 願 7	議会運営	「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願	<p>平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程された議員提出議案第16号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、その根幹を成す資産公開制度は廃止され、今年4月1日から特別職3役と議員の資産は公開されなくなりました。</p> <p>この事実は十分な説明を受けていない市民にとって、到底納得できるものではありません。よって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 飯塚市議会は、特別職3役の副市長、上下水道事業管理者、教育長に対して、旧条例のとおり資産報告書の提出義務等を課すよう、市長に提言すること。 飯塚市議会は、旧条例のとおり議員自らに資産報告書の提出義務等を課し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすること。 万が一、飯塚市議会が市民の切望する資産公開制度の復活を拒絶し、この請願を前回同様に不採択とした場合には、条例改正についての「住民説明会」を下記のとおり開催すること。 <ul style="list-style-type: none"> ●飯塚市議会が主催して開催すること。 ●本請願の不採択から3ヶ月以内に開催すること。 <p>※市民への説明責任を果たすべき市議会の責務として「住民説明会」開催の日時及び場所については、市議会において決定し、広く市民に広告されますようお願いいたします。</p>		川上 直喜 永末 雄大